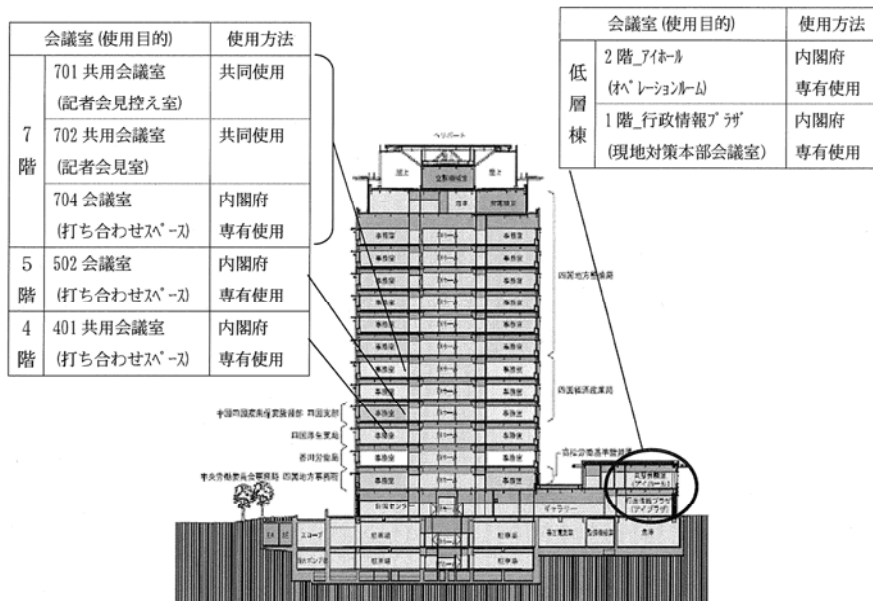


四国地方整備局の取組

- ・気象庁が四国管内において震度6弱以上を発表した場合、若しくは津波警報（大津波）を発表した場合、非常態勢を発令し、整備局職員は全員、参集。
- ・自宅から整備局へ30分以内に参集できる職員については、初期参集者とし、四国地方整備局災害対策本部の早期立ち上げに従事。
- ・気象庁が四国管内において震度5弱以上を発表した場合、当該地区の被害状況等初動情報について、30分以内に本省へ報告。
- ・休日に災害が起こった際の初期体制をいち早く確保するために、あらかじめ週末(土日)及び休日の当番を定めておく。

高松サポート合同庁舎(緊急災害現地対策本部(内閣府)設置時)



キーワード:施設の耐震性・耐災害対策

- ・高松サンポート合同庁舎については、阪神・淡路大震災クラスの大地震でも構造体を補修すること無く、人命の安全確保など十分な機能を確保。(合同庁舎)
※阪神・淡路大震災については、マグニチュード7.3 最大震度7の直下型地震
- ・情報処理システム系サーバー等の免震対策、停電対策を実施。(四国地整)
- ・事務機器等の地震発生時における転倒防止対策を実施。(四国地整)
- ・気象庁の緊急地震速報を利用したエレベーターの制御(安全停止)及び浸水時管制機能。(合同庁舎)
- ・自家発電設備、受電設備を最上階に設置し、津波・高潮の浸水被害を防止。(合同庁舎、四国地整)
- ・地下駐車場入口に遮水板を設置し、津波・高潮の浸水被害を防止。(合同庁舎)
- ・屋上にヘリポートを設置。(合同庁舎)

キーワード:施設の冗長性・代替性

- ・巨大地震等の大規模災害時の不測の事態に備え、四国地方整備局災害対策本部の機能を補強強化するため四国技術事務所(高松市牟礼町)を防災技術センターとして位置付け、設置。(四国地整)
- ・マイクロ回線(多重無線通信網)の代替手段として、国土交通省専用の衛星回線の確保、衛星携帯電話の保有、災害時優先電話の指定を実施。(四国地整)
- ・1,500kVA出力の予備発電設備を設置。予備発電設備が、3日間連続運転可能な燃料を確保。(合同庁舎)
- ・500kVA出力の予備発電設備を設置。予備発電設備が、5日間連続運転可能な燃料を確保。(四国地方整備局)
- ・情報処理システム系サーバー等のバックアップを実施。(四国地整)

キーワード:危機管理体制

- ・災害対策活動を行うための災害対策室を設置。(合同庁舎)
- ・全職員が3日間活動できる食料及び飲料水を備蓄。(四国地整)
- ・飲料水については、4日分の上水を確保した受水槽を設置。(合同庁舎)
- ・4日分の雑用水を備蓄、7日分の排水を貯留する非常用排水槽を確保。(合同庁舎)
- ・雑用水について、下水再生水を補充する機能を設置。(合同庁舎)
- ・複合機、プリンターなどのリース契約している機器について、マネージメントプリントサービスを導入し、地震発生時の保守体制を整備。(四国地整)